

「最高解約返戻率50%超70%以下の契約」の保険料の税務取扱

～契約日が2019年7月8日以後の契約～

2019年6月、国税庁は「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）を一部改正しました。

契約日が2019年7月8日以後の契約の税務取扱についてご案内します。

対象となる保険商品

以下①～④のすべてに該当する場合の税務取扱についてご案内します。

①契約形態	②保険期間	③保険種類	④契約日
法人契約（被保険者：役員 または従業員） または個人事業主契約 （被保険者：従業員）	3年以上	定期保険 または第三分野保険	2019年7月8日以降

※支払保険料が給与となる契約を除きます。

※AIG損保のベーシック傷害保険は保険期間が1年のため、適用対象外です。

最高解約返戻率に応じた損金算入割合

（法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2）

最高解約返戻率	損金算入割合
85%超	1 - (最高解約返戻率 × 9割)
70%超85%以下	4割
50%超70%以下	6割
50%以下	全額

※最高解約返戻率85%超については保険期間の当初10年間、50%超70%以下および70%超85%以下については当初4割期間の損金算入割合を記載しています。（50%以下は保険期間を通じて全額損金です。）

※保険給付のある特約については、特約部分の保険料・解約払戻金から最高解約返戻率を算出します。

被保険者一人あたりの年換算保険料相当額の合計が「30万円以下（他社で加入している契約を含む）」の場合は、全額損金算入することができます。

※以下の契約（主契約・特約）は、年換算保険料相当額の合計額に含みません。

- ・ 通達適用日より前（**2019年7月7日以前**）の契約
- ・ 「**解約払戻金のない**」契約、最高解約返戻率が「**50%以下**」または「**70%超**」の契約
- ・ **別法人が契約者となっている契約**

＜参考：追加加入・解約などによって年換算保険料相当額が変動した場合の取扱い＞

①追加加入によって年換算保険料相当額が「30万円を超えた」場合
追加加入以後の期間のその被保険者の保険料については、**追加加入以前から加入していた契約を含めて「4割資産計上（6割損金）」**になります。



②解約などによって年換算保険料相当額が「30万円以下になった」場合
解約など以後の期間のその被保険者の保険料については、「**全額損金**」になります。



◎この資料は、**2019年7月現在の税制**に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「**法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと**」「設計書【契約概要】」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

大同生命保険株式会社

C-2020-9003（2020年12月23日）